

2月NEWS

【1】税制情報

先月に引き続き税制改正の大綱の内容をお知らせいたします。今月は法人課税の概要を記載致します。

【法人課税】

① 研究開発税制の見直し

- ・総額型の税額控除率(現行:8~10%、中小法人 12%)を試験研究費の増減割合に応じた税額控除率(6~14%、中小法人 12~17%)とする制度に改組。
- ・高水準型の適用期限を2年延長。
- ・試験研究費の範囲に、新たなサービスの開発に係る一定の費用を追加。
- ・特別試験研究費の対象費用や手続きの見直し。

② 所得拡大促進税制の見直し

- ・大法人について、平均給与等支給額要件の見直し(現行:前年度超→前年度比2%以上増)。
- ・平均給与等支給額が前年度比2%以上増加した場合の控除税額の拡充(現行:雇員給与等支給額の24年度からの増加額の10%→雇員給与等支給額の前年度からの増加額の2%(中小法人12%)を加算)。

③ コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

- ・法人税の申告期限の特例の見直し(会計監査人設置会社が事業年度終了後3か月を超えて株主総会期日を設定する場合に、最大4か月間の申告期限の延長を認める)。
- ・役員給与等の損金算入要件の見直し(利益連動給与について、株価に連動したものや、複数年度の利益に連動したものを損金算入の対象に追加する等)。
- ・組織再編税制等の見直し(事業の一部を独立会社とする会社分割等について、一定の要件の下で、組織再編税制の対象に追加する等)。

④ 中堅・中小企業の支援

- ・地域中核企業向け設備投資促進税制の創設(地域未来投資促進法(仮称)に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除ができる制度を創設)。
- ・中小企業投資促進税制の拡充(中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等))について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品・建物附属設備を対象に追加。

⑤ 地方拠点強化税制の拡充

- ・無期かつフルタイムの新規雇用に対する税額控除額の引上げ等。

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成 29 年度 税制改正大綱」を参照されて下さい。

【2】 2月の主な税務

2月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認下さい。

提出期限等	内容
2月10日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	12月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	6月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の3月・6月・9月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）

【3】 スタッフの一言

今年も早いもので1ヶ月が過ぎました。ひとまず年末調整、法定調書という一大イベントを通過しましたが、これからは確定申告の時期に向かっていきます。寒暖の差と乾燥で風邪やインフルエンザが流行っております。体調管理を万全に元気よく過ごしていきましょう。

津野